

○ 招 集 告 示

坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第3号

令和元年7月5日第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部に招集する。

令和元年6月18日

坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 石 川 清

○ 会 期

令和元年7月5日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

1 番	平	瀬	敬	久	2 番	内	野	嘉	広
3 番	松	尾	孝	彦	4 番	内	田	達	浩
5 番	猪	俣	直	行	6 番	長	谷	川	清
7 番	石	井		寛	8 番	小	川	直	志

不応招議員（なし）

令和元年第 1 回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会

○議事日程（第 1 号） 令和元年 7 月 5 日

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 諸報告

☐ 議員の任期満了に伴う選挙の結果について

☐ 現金出納検査の結果について（監査報告第 1 号）

日程第 5 副議長選挙について

日程第 6 議案第 1 号 坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 7 議案第 2 号 坂戸・鶴ヶ島消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 8 議案第 3 号 坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 9 議案第 4 号 坂戸・鶴ヶ島消防組合監査委員の選任について

日程第 10 議案第 5 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車購入）

日程第 11 議案第 6 号 令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第 1 号）を定める件

日程第 12 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	平	瀬	敬	久	2番	内	野	嘉	広
3番	松	尾	孝	彦	4番	内	田	達	浩
5番	猪	俣	直	行	6番	長	谷	川	清
7番	石	井		寛	8番	小	川	直	志

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石	川		清	副管理者	齊	藤	芳	久
会計									
	鈴	木	光	一	消防長	金	子	和	宏
管理者									
次長	鹿	ノ	戸	和	弘	次長	中	村	政
副参与									美

（坂戸

	齊	藤	清	巳	庶務課長	沼	田	淳	司
消防署長									
事務取扱)									
予防課長	小	川	浩	明	警防課長	神	田	栄	彦
					鶴ヶ島				
指令課長	山	岸	久	人		斉	藤	信	吾
					消防署長				
監査委員	田	中	浅	男					

事務局職員出席者

書記	佐	藤	将	人	書記	松	本		修
書記	宮	崎	剛	明	書記	綿	貫	智	子
書記	山	田	晋	也					

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○内田達浩議長 議員の皆様、おはようございます。

現在の出席議員、8人全員でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年7月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

(内田達浩議長起立)

○内田達浩議長 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年7月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中をご出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、説明者におかれましても、ご多用の中、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件」をはじめ6議案が提出されております。本組合充実のため、何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご議決を賜りますとともに、議事の運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

(内田達浩議長着席)



◎議事日程の報告

○内田達浩議長 議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

直ちに本日の議事に入ります。



◎議席の指定について

○内田達浩議長 日程第1・「議席の指定について」を行います。

鶴ヶ島市議会臨時会による消防組合議会議員の選出に伴い、新たに消防組合議員となられました議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において

2番、内野嘉広議員、3番、松尾孝彦議員、6番、長谷川清議員と指定をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○内田達浩議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○内田達浩議長 日程第2・「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において

1番 平 瀬 敬 久 議員

5番 猪 俣 直 行 議員

の両議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○内田達浩議長 日程第3・「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和元年7月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

◎諸報告

☐ 議員の任期満了に伴う選挙の結果について

☐ 現金出納検査の結果について(監査報告第1号)

○内田達浩議長 日程第4・「諸報告」を行います。

はじめに、去る4月21日に執行されました鶴ヶ島市議会議員一般選挙においてご当選され、また5月14日の鶴ヶ島市議会臨時会において、坂戸・鶴ヶ島消防組合議会議員として新たに松尾孝彦議員、内野嘉広議員、長谷川清議員の3名がご当選されました。今後消防組合議会議員としてご活躍いただくわけござい

ますが、よろしくお願いをいたします。

次に、監査委員より平成31年2月分から令和元年5月分の現金出納検査の結果報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職・氏名並びに事務局職員の職・氏名を一覧表として配付しておきましたので、ご了承願います。

以上、諸報告を終わります。



◎副議長の選挙について

○内田達浩議長 日程第5・「副議長の選挙について」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に、3番、松尾孝彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3番、松尾孝彦議員を副議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま3番、松尾孝彦議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松尾孝彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。



◎副議長就任の挨拶

○内田達浩議長 松尾孝彦議員、ご挨拶をお願いいたします。

(松尾孝彦副議長登壇)

○松尾孝彦副議長 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび不肖私、議員皆様の温かいご支援とご協力によりまして、消防組合議会副議長の要職につくことになりましたことは、誠に身に余る光栄でありまして、衷心より感謝申し上げる次第でございます。

元来、微力な私でございますが、消防行政の重要性に鑑み、誠心誠意職務に専念してまいりますので、今後とも議員皆様のご指導とご協力を心からお願い申し上げます。

また、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ、執行部の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(松尾孝彦副議長降壇)



◎議案第1号～議案第6号の一括上程について

○内田達浩議長 お諮りいたします。

日程第6・議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件」から日程第11・議案第6号・「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第1号）を定める件」までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第1号～議案第6号の一括上程、説明

○内田達浩議長 日程第6・議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件」から日程第11・議案第6号・「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第1号）を定める件」までを一括議題といたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

(石川 清管理者登壇)

○石川 清管理者 おはようございます。ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号までの6件につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まずはじめに、議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件」であります。人事院の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じることとされ、国における超過勤務命令の上限設定等の措置を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は組合規則で定めることとする等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件」ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和元年5月24日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、製造所等に係る手数料について、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、危険物の製造所等の設置の申請に対する審査手数料の額を引き上げるものであります。

次に、議案第3号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件」ですが、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合監査委員の選任について」ですが、議員のうちから選任されておりました高橋剣二監査委員が平成31年4月30日で任期満了となり、その後任者として慎重に検討いたしました結果、長谷川清議員を最適任者として選任することについてご同意を得たく、坂戸・鶴ヶ島消防組合規約第12条第2項の規定により本案を提出するものであります。

次に、議案第5号・「財産の取得について（消防ポンプ自動車購入）」ですが、現在の坂戸市消防団入西分団第2部及び鶴ヶ島市消防団第二分団の車両につきまして、購入からそれぞれ19年が経過しており、経年劣化による故障も懸念されることから、車両の整備計画に基づき、これらを更新するものであります。

納入業者につきましては、指名競争入札により、5月28日に入札いたしました結果、埼玉消防機械株式会社西部営業所が2台の税込み価格3,982万円で落札したものであります。

次に、議案第6号・「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第1号）を定める件」ですが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ279万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,827万4,000円にしようとするものであります。

内容といたしましては、坂戸市消防団の退職者報償金に不足が生じたことから、当該報償金の不足分を計上するものであります。

歳出に見合う財源は、退職者報償金受入を増額いたし、収支の均衡を図った次第であります。

以上、議案第1号から議案第6号につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

（石川 清管理者降壇）

○内田達浩議長 以上をもって提案理由の説明は終わりました。



◎議案第1号の質疑、討論、採決

○内田達浩議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決に入ります。

最初に、日程第6・議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

1 番・平瀬敬久議員。

○1 番（平瀬敬久議員） 1 番、平瀬敬久です。議案第 1 号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について質疑いたします。

今回の条例制定ですけれども、この第 9 条の部分、第 9 条の第 1 項、この部分は第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務、その他の組合規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができるというふうに書いてあります。

その 9 条の第 2 項のほうについては、任命権者は公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員の前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができるというふうに書かれています。この条例の文章、文言のせいもあるかと思いますが、この第 9 条の 1 項と 2 項の部分の違いがちょっとわかりにくく感じますので、この第 1 項の勤務と第 2 項の勤務の違い、どのような違いがあるのかについて伺いたいと思います。

○内田達浩議長 沼田庶務課長、答弁。

○沼田淳司庶務課長 お答え申し上げます。

今回改正の第 9 条第 1 項の勤務と第 2 項の勤務の違いについてでございますが、第 1 項の設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務、その他の組合規則で定める断続的な勤務とは、消防本部における通常勤務、夜間の 119 番等受付勤務や設備、資機材等の故障に対する対応、組合行事などが主な勤務となります。

また、第 2 項の公務のため臨時または緊急の必要がある場合における勤務は、災害対策等の臨時的な会議や研修、訓練や災害対応における業務が主な勤務となります。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1 番・平瀬敬久議員。

○1 番（平瀬敬久議員） 再質疑いたします。

ただいまの説明の中で災害対策等という文言が出てまいりましたが、災害等の場合においては、この時間外勤務についてはどのように考えるかというのが問題になるかと思います。坂戸市の職員などと同様の考え方かと思いますが、この災害等の場合の時間外勤務についての考え方について伺いたいと思います。

○内田達浩議長 沼田庶務課長、答弁。

○沼田淳司庶務課長 お答え申し上げます。

災害等に対する時間外勤務の考え方についてでございますが、今回の改正において規則で定める時間外勤務命令を行うことができる上限に対しましては、大規模災害等への対応等、公務の運営上、真にやむを得ない場合につきましては、時間外勤務を命ずる時間の上限を超えることができることとなっております。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

○1 番（平瀬敬久議員） はい。

○内田達浩議長 ほかに。

(「なし」の声)

○内田達浩議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○内田達浩議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の質疑、討論、採決

○内田達浩議長 次に、日程第7・議案第2号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

○内田達浩議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○内田達浩議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



◎議案第3号の質疑、討論、採決

○内田達浩議長 次に、日程第8・議案第3号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

1番・平瀬敬久議員。

○1番(平瀬敬久議員) 1番、平瀬敬久です。議案第3号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件」について質疑いたします。

この条例の第29条の2から第29条の4の部分です。この4分の3ページのところですけれども、ここを見ますと、免除される条件というのが拡大されているというふうに受け取れますけれども、この免除につきましてどのような場合が条例の免除なのかについて伺いたいと思います。

○内田達浩議長 小川予防課長、答弁。

○小川浩明予防課長 お答え申し上げます。

条例の免除になるのはどのような場合なのかについてでございますが、今回の改正では、民泊施設におきまして宿泊住戸部分の面積が300平方メートル未満である施設は、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、自動火災報知設備の設置を免除することが可能になりました。

また、同施設に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合でも、住宅用防災警報器の設置義務が生じたままであることから、特定小規模施設用の自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器の設置免除が可能であることを規定しているものでございます。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1 番・平瀬敬久議員。

○1 番（平瀬敬久議員） 再質疑いたします。

では、その免除の背景がどのようなことがあるのかについて伺いたいと思います。

○内田達浩議長 小川予防課長、答弁。

○小川浩明予防課長 お答え申し上げます。

免除の背景についてでございますが、自動火災報知設備及び住宅用防災警報器の感知器免除については、感知器双方を部屋等に設置することは、事業者及び申請者に負担をかけることと思われることから免除になったものと伺っております。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1 番・平瀬敬久議員。

○1 番（平瀬敬久議員） 再々質疑いたします。

今回の条例制定につきましては、私、来年の東京オリンピックの関係で民泊の需要拡大していくということが関連しているのではないかというふうに考えておりますけれども、個人の宿泊施設は、この坂戸・鶴ヶ島消防組合の管内にどれくらいあるのかについて伺いたいと思います。

○内田達浩議長 小川予防課長、答弁。

○小川浩明予防課長 お答え申し上げます。

個人の宿泊施設は管内に何件あるかでございますが、個人の宿泊施設につきましては、現在のところ当管内では鶴ヶ島で1件申請があったものでございます。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

○1 番（平瀬敬久議員） はい。

○内田達浩議長 ほかに。

(「なし」の声)

○内田達浩議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○内田達浩議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の質疑、討論、採決

○内田達浩議長 次に、日程第9・議案第4号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合監査委員の選任について」に対する質疑に入りますが、この際、地方自治法第117条の規定により長谷川清議員の退席を求めます。

(6番「長谷川 清議員」退席)

○内田達浩議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声)

○内田達浩議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○内田達浩議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

長谷川清議員の復席を求めます

(6番「長谷川 清議員」復席)



◎議案第5号の質疑、討論、採決

○内田達浩議長 次に、日程第10・議案第5号・「財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○内田達浩議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○内田達浩議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○内田達浩議長 次に、日程第11・議案第6号・「令和元年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算（第1号）を定める件」に対する質疑に入ります。

（「なし」の声）

○内田達浩議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声）

○内田達浩議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○内田達浩議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○内田達浩議長 日程第12・「一般質問」を行います。

通告者は1人であります。

発言を許可いたします。

1番・平瀬敬久議員。

（1番「平瀬敬久議員」登壇）

○1番（平瀬敬久議員） 1番、平瀬敬久です。通告に従い一般質問を行います。

坂戸・鶴ヶ島消防組合の方針についてです。坂戸・鶴ヶ島消防組合では、消防長を丸3年間務められた岡部久志氏が今年3月31日付で定年を迎えられ、そしてこの4月1日から坂戸・鶴ヶ島消防組合は金子和宏新消防長をトップとする新体制に切りかわりました。岡部前消防長時代のここ数年間の消防組合は、数々の新施策に取り組み、その効果も目に見える形であらわれてきていたように思います。それがこれからの金子新消防長のもとの新体制ではどのようなようになっていくのか、非常に気になるところです。

そこで、どういった内容を継続、拡充し、また新たな施策を打ち出していくのか、金子和宏新消防長のもとでの新体制での方針について伺ってまいりたいと考えます。そういった観点から、以下3点について質問いたします。

1つ目、ここ数年の消防組合の施策と実績について。

2つ目、今後も継続し、拡充すべき施策について。

3つ目、今年度の新たな取り組みと新消防長の方針について。

以上、私の1回目の質問といたします。

(1番「平瀬敬久議員」降壇)

○内田達浩議長 金子消防長、答弁。

(金子和宏消防長登壇)

○金子和宏消防長 お答え申し上げます。

はじめに、ここ数年の消防組合の施策と実績についてでございますが、災害時における関係機関との協力体制の充実強化を目的に各種協定を締結いたしました。平成29年6月には災害時における消防業務の支援協力に関する協定を、平成29年12月には災害時における消防用水の確保に関する協定を締結し、火災、地震、風水害等の災害時における関係機関との支援協力体制の充実を図りました。

続いて、平成30年3月には埼玉医科大学国際医療センターのドクターカー運用に関する協定を締結し、救急体制の充実強化を図ったところでございます。また、消防団の充実強化を目的に埼玉県内で初となる大学生機能別消防団員制度を導入し、消防団の強化拡充を図ったところでございます。さらには、消防出初め式の会場を千代田公園から若葉駅前のワカバウォークに変更、集客人数が増加し、消防の広報につながる事ができたと考えております。

次に、今後も継続し、拡充すべき施策についてでございますが、消防出初め式の会場につきましては、関係機関と調整を図りながら今後も継続して開催してまいりたいと考えているところでございます。また、消防団の充実強化に向け、基本団員の人員確保、本年度4月1日に発足した鶴ヶ島市消防団OB機能別団員の加入促進等について充実を図ってまいりたいと考えております。また、救急業務につきましては、ここ3年間だけを捉えましても、救急出場件数が増加となっております。このようなことから、さらなる救急医療体制の充実と市民の救急に対する意識の向上が重要と考えております。引き続き、関係機関との協力体制を強固にし、救急医療体制の整備に努めるとともに、応急手当て普及啓発事業を継続し、救急体制の充実強化に努めてまいります。

さらに、ハード面といたしましては、消防力の整備指針において救急車の基準台数6台に対し、現有台数5台であることから、管理者、副管理者、構成市関係部局と調整を重ねながら救急車増車に向けて取り組んでまいります。

次に、今年度の新たな取り組みと消防長の方針についてでございますが、新たな取り組みとしては、火災予防対策の一環として重大な違反対象物にかかわる公表制度について今年度構築し、令和2年4月1日からの施行を考えているところでございます。この取り組みの目的でございますが、防火対象物の立入検査を実施し、消防法令に関する重大な違反がある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者に公表することで、利用者の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図ることを目的としているものでございます。

次に、消防長の方針についてでございますが、近年は大規模火災や地震、集中豪雨など多くの災害が発生し、災害に対する消防の役割も多様化していることから、職員の知識の習得、技術の高度化を進めているところでございます。また、ここ数年、多くのベテラン職員が定年等により退職を迎えており、消防組合も年々若返りが図られている状況でございます。ベテラン職員の豊富な経験と技術を若手職員に伝えていくためにも、職員同士のコミュニケーションの活性化、明るい職場の雰囲気づくりを目指し、チームワークの強化に取り組んでまいります。今後におきましても、消防団や関係機関と連携を図り、市民生活の安全安心を確保するため、職員一丸となって消防行政の充実強化に努めてまいります。

以上でございます。

(金子和宏消防長降壇)

○内田達浩議長 よろしいですか。

1番・平瀬敬久議員。

○1番(平瀬敬久議員) 一通りご答弁いただきましたので、以降は一問一答方式で質問してまいります。

まず、消防出初め式についてですが、会場が以前は千代田公園だったものを、一昨年度、つまり2018年1月から会場を若葉駅前のワカバウォークに移したことで、来場者数も格段に増加したと認識しております。この会場を変更したその効果がどれほどのものなのかについて伺います。

○内田達浩議長 金子消防長、答弁。

○金子和宏消防長 お答え申し上げます。

消防出初め式会場を移した効果についてでございますが、駅から立地条件が良い会場へ変更するとともに、多くの市民に楽しんでいただくため、体験コーナーやサブ会場を設けたことにより、集客数が変更前の平成29年と比べ、平成30年は5倍となる約5,000人まで増加いたしました。2回目となる平成31年には6,000人となり、年々増加している状況でございます。このことは消防に対する関心の高揚となり、さらには防火・防災意識の向上につながったものと理解しているところでございます。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1番・平瀬敬久議員。

○1番(平瀬敬久議員) 会場を変更したことで来場者数が5倍となり、今年もそこからさらに1,000人増というのはすばらしい効果だと思います。これだけの来場者があるということは、市民の皆様は消防活動に対する関心を持っていただく上でも非常に効果があるかと思います。この6,000人という集客数は、消防出初め式としては県内1位と聞いています。長年使用してきた実績のある会場を変更するというのは、非常

に勇気の要ることです。その会場変更ができたのは、当時から管理者である石川管理者や当時の副管理者、多くの関係者の判断やご協力もあったかと思います。そして、岡部前消防長のリーダーシップも大きく影響していたかと推察します。

では、この英断により県内トップの集客数となったこの消防出初め式について、今後どのように開催していくのか、今後の消防出初め式への考え方について金子消防長に伺います。

○内田達浩議長 金子消防長、答弁。

○金子和宏消防長 お答え申し上げます。

今後の消防出初め式の考え方についてでございますが、多くの市民にご来場をいただき、防火意識の向上を図るべく、新年の行事として見て体験して楽しめる消防出初め式を継続して開催する意向であります。また、会場の借用等の関係もございますことから、関係機関と調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1 番・平瀬敬久議員。

○1 番（平瀬敬久議員） 関係機関と調整を図りながら、趣向を凝らして見て体験して楽しめる出初め式として継続して開催する意向ということでございます。

では、次に最初のご答弁で説明のありました3つの協定について伺いたいと思います。この3つの協定の実績について伺います。

○内田達浩議長 金子消防長、答弁。

○金子和宏消防長 お答え申し上げます。

3つの協定の実績についてでございますが、災害時における消防業務の支援協力に関する協定及び災害時における消防用水等の確保に関する協定につきましては、締結後幸いなことに当管内におきましては、大規模な災害が発生しておりませんので、これまでのところ協定に基づく出場はございませんでした。埼玉医科大学国際医療センターのドクターカー運用に関する協定につきましては、平成30年度の出場件数は7件でございます。内容といたしましては、急病が3件、交通事故が2件、一般負傷が2件でございます。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1 番・平瀬敬久議員。

○1 番（平瀬敬久議員） 2つの協定に関しては、幸いにも坂戸・鶴ヶ島消防組合管内で大規模災害が発生しておらず実績なしと。また、ドクターカーの出場は7件ということでございます。この7件、1年間で7件というのは非常に少ないような気がします。

そこで、どのような場合にドクターカーを要請できるのか、その基準について伺います。

○内田達浩議長 金子消防長、答弁。

○金子和宏消防長 お答え申し上げます。

ドクターカーの要請基準についてでございますが、多数傷病者が発生した事象並びに発生が予想される場合または医師等が出場することによって傷病者の救命に効果があると救急隊または指令センターが判断

した事象が要請基準となっております。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1 番・平瀬敬久議員。

○1 番（平瀬敬久議員） 多数傷病者の発生した事象と、そして発生が予想される場合、また医師が出場することによって傷病者の救命に効果があると救急隊及び指令センターが判断した事象ということの条件があるということでございますが、これから見ますと、実際にはドクターカーの出場にはかなり条件が限定されるのかなというふうに思います。また、実際にはドクターヘリのほうの出場件数のほうが多いということも伺っております。

では、関連して救急出場件数の伸びがどうなっているのかについて伺いたいと思います。これは消防全体での出場件数という意味です。直近3年間の出場件数について伺いたいと思います。

○内田達浩議長 金子消防長、答弁。

○金子和宏消防長 お答え申し上げます。

救急出場件数の伸びについてでございますが、平成28年が7,380件、前年比5.1%の増、平成29年が7,486件、前年比1.4%の増、平成30年が7,899件、前年比5.5%の増となっております。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1 番・平瀬敬久議員。

○1 番（平瀬敬久議員） 昨年が約8,000件近く、そのうちドクターカーの出場件数は7件ということで、全体の1,000分の1もドクターカーは出場していないということがわかりましたが、全体で約8,000件弱もの救急出場、そしてそれはこの3年間のうちで500件以上も増加しているということもわかりました。そういう状況では、救急車を増やただけで大丈夫なのか。つまり救急隊の人員を増やす必要がないかということを考える必要があるかと思っておりますけれども、この救急隊の人員を増やす必要がないかということについての考えを伺います。

○内田達浩議長 金子消防長、答弁。

○金子和宏消防長 お答え申し上げます。

救急隊員の人員を増やす必要についてでございますが、人員につきましては、救急車1台増車に伴う救急隊員の増員を見込み、平成27年7月に条例定数を195名から210名に増員し、現在207名となっております。

また、救急隊員として乗車するには、埼玉県消防学校において専科教育である救急科を修了する必要があることから、毎年6名程度救急科に入校させ、有資格者の増員を図っているところでございます。さらに、救急車に救急救命士1名以上の乗車体制を確保できるよう、毎年2名程度を養成所にて研修させ、有資格者の増員を図り、増車に向けて人員確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1 番・平瀬敬久議員。

○1 番（平瀬敬久議員） 増員に向けた対応をとっておられるということがわかりました。今毎年6名程度

救急科に入校させ、教育されていると。救急救命士においても毎年2名程度養成所にて研修、有資格の増員を図る等のご説明がありましたが、こういった教育、研修、資格の取得に関して、今回一番最初にご答弁いただいた中に技術の高度化という文言が出ていました。この技術の高度化とは具体的にはどういったことなのか、伺いたいと思います。

○内田達浩議長 金子消防長、答弁。

○金子和宏消防長 お答え申し上げます。

職員の技術の高度化についてでございますが、消防学校や消防大学校への入校促進や各種研修会などに積極的に職員を派遣するとともに、救急救命士の処置拡大に伴い、今年度もビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管の病院実習に4名、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の研修に6名を派遣し、現場での活動技術の高度化を図っているところでございます。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

1番・平瀬敬久議員。

○1番（平瀬敬久議員） 災害の複雑化、多様化、そして高齢化の進展に伴う救急需要への対応のため、しっかりと対応をとっておられるということがわかりました。そして、それは救急車が現有の5台から6台への増車が実現しても、すぐに救急隊員の方は対応できるということにつながるのかと思います。

次に、ベテラン職員の豊富な経験と技術を若手職員に伝えていくという点におきまして、昨年度末、つまり今年3月31日付でも多くの消防職員の方が定年退職を迎えられたわけですが、それらの定年された職員の方はさまざまな技術や知識、経験を持っておられるわけです。そして、今年度は例年よりも多くの定年された職員の方が再任用を受けられました。この再任用の職員の皆様の知識や技術、経験を活用しない手はない。つまり活用するべきと思いますが、その考えがないかについて伺います。

○内田達浩議長 金子消防長、答弁。

○金子和宏消防長 お答え申し上げます。

再任用職員の活用についてでございますが、現在再任用職員は6名で、庶務課に1名、警防課に1名、坂戸消防署に3名、鶴ヶ島消防署に1名配属しております。昨年度までは事務職員として任命しておりましたが、令和元年度採用者から消防吏員として任命いたしました。現在消防署に配属されている再任用職員につきましては、職員とともに消防訓練や救急講習の指導者としてこれまで培った知識と技術をもとに職員のサポートに当たっております。今後におきましても、再任用職員の経験と技術を若手職員に伝えるとともに、市民の安全安心のために職員一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○内田達浩議長 よろしいですか。

○1番（平瀬敬久議員） はい。

○内田達浩議長 以上で一般質問を終了いたします。



◎閉議の宣告

○内田達浩議長 以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

(内田達浩議長起立)

○内田達浩議長 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様のご理解とご協力を賜り、閉会の運びとなりましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

これから厳しい夏の暑さを迎え、議員各位にはくれぐれもご自愛をいただくとともに、今後とも地域の進展と消防行政推進のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶いたします。ありがとうございました。

(内田達浩議長着席)



◎管理者の挨拶

○内田達浩議長 石川管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

(石川 清管理者登壇)

○石川 清管理者 議員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中、令和元年7月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会に全員の方のご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

鶴ヶ島市臨時会におきまして新たに選出されました議員皆様には、当消防組合議会議員に選ばれたことに対しまして心からお喜びを申し上げます。

議員の皆様によりまして、新たに人格、識見ともに立派な副議長さん、また監査委員さんをお選びいただきました。心からお祝いを申し上げ、ぜひ健康で本組合発展のためご活躍されますよう心からお祈りするものであります。

また、提出議案について原案どおり同意及び可決をいただき、心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、3月議会臨時会以降の各種事業及び災害等の概要につきましてご報告申し上げます。

まずはじめに、各種事業であります。3月10日に救急救命士の国家試験が行われ、当消防組合から救命士研修へ派遣いたしました2名が資格を取得し、これで当組合における救急救命士の有資格者は39名となりました。

また、今年度は救急救命東京研修所に2名、埼玉県消防学校救急救命士養成所に1名の計3名の派遣を予定しているところであります。

次に、4月7日には鶴ヶ島市消防団、14日には坂戸市消防団、6月16日には鶴ヶ島市消防団OB機能別団員の辞令交付式をそれぞれ挙行をいたしました。ご出席をいただきました議員皆様には、早朝から誠にありがとうございました。

次に、5月8日には、入間東部地区事務組合消防本部におきまして、埼玉県消防長会第2ブロック消防救助技術指導会が行われ、当消防組合からは6種目29名が参加し、勝ち抜きました3種目11名の職員が、6月8日に開催された埼玉県消防救助技術指導会へ出場をいたしましたが、惜しくも関東地区消防救助技術指導会への出場はなりませんでした。来年度はぜひ関東地区にも出てほしいと思います。

次に、6月13、14日には、今年度第1回の甲種防火管理者資格取得新規講習会を開催し、各事業所から46名が受講され、資格を取得されました。

次に、本年1月から6月までの火災件数は28件で、前年同期と比較をいたしますと6件の増となっております。このうち建物火災は14件であります。

次に、同期間の救急出動件数は3,925件で、前年同期と比較をいたしますと127件の増となっております。

台風や集中豪雨が多発する時期でありますので、今後発生する自然災害等に的確に対応し、住民の負託に応えられるよう万全を期してまいる所存でありますので、今後とも議員皆様には変わらざるご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

議員皆様方のご理解とご協力をいただき、本日の定例会が滞りなく終了できましたことに対しまして心から御礼を申し上げますとともに、皆様方には健康に十分ご留意され、ますますのご活用を心よりご祈念申し上げます。挨拶といたします。ありがとうございました。

(石川 清管理者降壇)



◎閉会の宣告

(午前10時53分)

○内田達浩議長 これをもちまして、令和元年7月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。